

## 第6回

# 「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録

日 時：平成15年11月17日(月)午後7時00分から9時13分

会 場：北とぴあ 7階701会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

岸本 幸子(パブリックリソースセンター事務局長)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

富田 順子(白樺会会長)

仁尾 光宏(公募委員)

富田 常子(公募委員)

谷川 寿世(公募委員)

横尾 和博(公募委員)

オブザーバー：厚東佐知子 アビリティクラブたすけあい 北区たすけあいワーカーズひよこ代表

事務局：秋元 憲 地域振興部長

木村 浩 コミュニティ担当課長

木澤 実 コミュニティ担当主査

次 第

### 1. 活動報告

### 2. 議 題

(1) 第5回議事録について

(2) 協働について

資料説明

意見交換

(3) NPO・ボランティアぶらざ経過報告

### 3. 次回日程

平成16年1月21日(水)

# 開 会

## 1 . 活動報告

委員長

本日は、最初に活動報告として、厚東さんからよろしくお願ひいたします。

厚東氏

私どもの10年間の活動と今やっていることをお聞きいただければと思います。

団体をつくった発端は、生活クラブ生協という団体から、生協とは独立して地域の中で助け合いの仕組みをつくってお互いさまの助け合いの活動をしていこうという提案がありました。半年ぐらいの準備会、勉強会を重ねて、1993年4月にひよこを設立をしたわけですが、その前年の9月に「アビリティクラブたすけあい」という団体が設立されました。

9月に設立した団体（ACT）は、各自治体に続々と生まれてきたワーカーズと事業提携という形で、自立援助サービス（ホームヘルプサービス）事業と、生活自用品の供給事業、非常時経済支援事業という三本柱で、各ワーカーズが事業提携して活動していました。

事業提携というのは、自立援助サービスの部分は業務委託の格好で、6%を事務委託費としてACTに渡し、あとはワーカーズの中で使う。働いた人には75%を渡し、非常時経済支援は1人推進するごとに300円の対価をつけてというふうなことで、ワーカーズの中にもお金が回ってくるような仕組みをつくりました。ACTはNPO法人になってからは、介護保険の事業としてケアプランを立てる、指定居宅介護支援事業も立ち上げ、さらに研修や人材養成事業も増やしました。最初、任意団体でしたので、働き方としてはワーカーズ・コレクティブという手法をとりました。それは意思ある人たちがお互いに出資し合って団体をつくって、そして自分も働き運営も担うというような一人二役の働き方で、地域の中で活動を始めました。最初は事務所も持てない状態で、電話1本は何とか契約して、転送電話で自宅で事務をそれぞれが交代ですというような格好で4年ぐらい活動を続け、平成9年になって志茂町に小さな事務所が持てるようになりました。

私たちは自立援助サービスとしてホームヘルプ事業をするかたわら、設立後3年ぐらいから、ひとり暮らしの高齢の方とか、疎外感を感じている子育て中の若いお母さんなどの地域の人たちが一緒に集まって会食をしたりというようなミニデイという活動を始めました。これは社会福祉協議会のボランティア基金をいただいて年に何回か実施していましたが、地域支え合い活動の助成金が1団体10万円になってから、活動は毎月1回できるようになりました。

ワーカーズ・コレクティブというのは、任意団体なわけですから、最終的には全部個人の責任になってしまう。それで、何らかの法人格をとりたいと模索していましたが、1999年12月にNPO法人格を取得しました。2000年2月に東京都の指定事業者として、介護保険にも関わられるように申請をいたしました。今ではほとんどのワーカーズが法人格をとって介護保険事業に参加しています。

それで、2000年3月の末、北区から法人になったので委託を受けないかというようなお話がありました。それは障害者と障害児のホームヘルプ事業の委託でした。日常的な活動の中で障害のある方たちのホームヘルプや、知的障害者の子供たちの送迎とか見守りとかしていましたので、そういう方たちの利益になればというようなこともあって、区の委託も受けてホームヘルプの事業も開始しました。

自立援助サービスというのは、1時間幾らというような形で利用者さんからお金をいただいています。2000年は、平日9時～5時で、一時間、1,000円。委託の場合には、もうちょっと

高額でした。委託を受けるということは、ACTのこの自立援助サービスの時間数は減るけれども、収入的には多少よくなり、事務所の経費が出るようになりました。メンバー数は10年間でそう大きな変化はないんですけども、ケア時間数がちょうどこの2000年のときに介護保険が始まって、他に行政委託、さらに単発のサービスの提供という独自事業で、俄然ケア時間が伸びてきました。

利用者の方々も、自立援助サービスで高齢の方や障害のある方が多かったものですから、介護保険に移行したということで利用者数もふえました。又、自立援助サービスは地域の助け合いですから、自分がサービスを受ける側になったときに払える金額という設定で、非常に低料金でサービスを提供していました。そのため、介護保険になってから事業も非常に大きくなり活動の幅も広がりました。

私たちがなぜNPOを選んだかという、ワーカーズ・コレクティブ法というのができれば一番いいと思ったのですが、間に合わなかった。それで、NPO法人をとったわけです。ただ事業をするということだけではなくて、介護保険という公的な事業にかかわる中で、自分たちの実践活動の中で見えてきた制度の不備な点だとか問題のあるところ、そういうところを、東京全域でネットワークしているアビリティクラブたすけあいの中で持ち寄り、それを行政に提言していくというような形でまとめ、実践してきました。

2003年8月から、それぞれの自治体ごとに、東京都向け、厚生労働省向けにまとめたものを持っていき、ヒアリングというような形で申し入れをしてきました。北区にも運営のメンバーが介護保険課にお伺し、意見交換をしてきました。

障害のあるお子さんの委託事業に関しましても簡単には受けられない。私たちは家事援助に関しては実績がありますけれども知的障害のお子さんとかかわりに関してはほとんど経験がないんですね。それでぜひその研修をしてくださいと何度も何度も申し入れをして、やっと委託を受けている団体向けに勉強会を開いていただきました。ただ受けるだけではなく、問題点等も申し入れをしながら活動していきたいという意識を持っています。

委託に関して言えば、障害者と障害児の委託の事業は4月から支援費制度というものになりましたのでその部分の委託はなくなりました。今まで保健所が実験段階でやっていた精神障害者のホームヘルプ事業が委託として始まりました。それは今までとは違って、東京都の研修を受けた人だけがホームヘルプの提供ができるということで、保健所からの紹介があり、今、ケアに伺っています。また難病の方のホームヘルプも、委託事業で始まるというお話もあります。その難病の方のホームヘルプ事業に関して、やはり東京都の研修を受けた者がサービスを提供することができるということで、今受講者何名かを検討しているところです。

先ほどのミニデイに関して言えば、社会福祉協議会の地域ささえあい活動の10万円の助成を受けて、月に1回ミニデイというサービスをしています。南橋にある障害者センターの出張りハビリにいらっしゃる方たちの食事提供を1年間いたしました。その出張りハビリを受けていた方たちが自主グループを立ち上げ、社協のささえあいの10万円をもらい、活動を始めたので、続けて食事をつくって提供しています。ひよこは3年過ぎたところで社協のささえあいの10万円がなくなってしまったんですが、今厚生労働省が介護予防というようなことに力を入れています。たぶん、北区もその助成を受けているんだと思うんですが、「地域団体活動支援事業補助金」という名称がついている北区から助成金として10万円をいただいて昨年から同じような形でしています。

以上が、ひよこの活動の概略です。ここに添付した資料の中に、板橋区にあやとりというワーカーズがあるんですが、区の助成と地域振興課から家賃の助成を得て、空き店舗で子育て支援を始めました。ことしの5月から始めたんですが3年で全部打ち切られて、自立していかなければいけないと

ということで、いろんな工夫をしています。カレーライスなど食事も親子でできるとか、お母さん方にいろんなお話し会をするとか。私たちひよこのメンバーは60人ほどいるのですが、休眠状態の人もいるので、実際に活動しているのは50人前後です。しかしあやとりは30人前後の人たちでデイサービスもしていますので、さらにこういう事業が加わるというのは大変なことだと思うんですが、元気に活動しています。

それから、西東京のハミングというワーカーズから各自治体にNPO連絡会についてのアンケートがあり、それに答えた結果がここに出ています。何かの参考になればと思います。

委員長

ありがとうございました。この資料なんですが、例えばハミングというこの団体がこのアンケートをつくりここに出てきているひよこもそうですが、ネットワークを作ったということでしょうか。

厚東氏

もともとアビリティクラブたすけあいの中に、ここに、たすけあいワーカーズマップというのがありますが、これだけのワーカーズが東京全域に広がっているわけです。このワーカーズの中で代表が月に1回集まり情報交換をしていますし、事務局長は事務局長で別途集まって会議をしています。また、それぞれのコーディネーターもそれぞれ集まります。こうした三機関会議というのを設けていますので、いろいろな情報が全部もらえるわけです。そこで、たまたまハミングというワーカーズが自分の地域でこういう連絡会をつくったんだけど、ほかのところではどういうふうになっているのかというところでアンケートが来たんです。

委員長

例えば練馬区のところで、「ふるしき」と「エプロン」と両方あるんですが、「ふるしき」の方は11団体、「エプロン」の方は10団体とある構成団体数はそれぞれ別のネットワークということなんですね。

厚東氏

そうなんです。地域にある別のNPOです。これは練馬区の場合には有償在宅福祉サービス、有福連とか言っていましたけれども、そういう福祉サービスを提供している団体と毎月交代で会議を持っておりました。これらは全く別団体です。

委員長

そうすると、エプロンという10団体と福祉等のこの会議は別の会議であり、ここに参加している団体はそれぞれ別のネットワークに所属しているということですね。

地域振興部長

ちょっといいですか、ひよことACTの関係がよくわからないんですが、この資料のACTの会員数って240と書いてあるのは、これ、北区内のACTの会員数ということですよ。

そうすると、ひよこが60名ということで、このひよこのパンフレットを読むと、「ひよこのサービスを受けるためにはACTに加入していただきます」となっているんですけども、必ずしもひよこの会員数とACTの会員数が一致していないのが1つと、それからこちらACTの方の資料を見ると、ひよこと同じようなサービスも直接やっているのなら、ACTから直接サービスを受けるということはいませんか。

厚東氏

ACTは会員制なんです。お互いさまの助け合いということで会員制をとってまして、まずアビリティクラブたすけあいの会員になった者が、地域にあるワーカーズからサービスを受けるという

ことなんです。

地域振興部長

そうすると、この数が合わないのは、なぜ。

厚東氏

北区に240人のACT会員とは、私どものメンバーである60人がACT会員。それからあと、ACTがやっている共済の事業に入っている人もACT会員です。それから、私どものようなこういう団体を支援してくれる人たちもACT会員なんです。それから自立援助サービスを使う利用者もACT会員です。そういう人たちが北区の中には240人いるということなんです。ワーカーズ・メンバーと利用者さんは日常的にケアを通し、また、私たちのメンバーは定例会等でお互いに見知っていますけれども、そのほかの方々とは全く交流がないので、年に1回交流集会というのを開催し、地域を広げています。

地域振興部長

わかりました。

委員

お話を聞いてとてもすばらしいと思っておりました。生活クラブ生協さんが多分母体じゃないかと思うんですけれども。

厚東氏

はい、そうです。

委員

そもそも生活クラブ生協さんがやっていて、消費者運動とか環境運動とか食品の安全とかやられていますよね。それを地域で介護とか福祉の問題をやっていこうということと、労働者協同組合と言っていますけれどもワーカーズ・コレクティブをやるうという、その2つのモチベーションが重なってうまくいっているわけですよね。その辺はどちらが先にあったんでしょうか。例えば何かワーカーズ・コレクティブをつくらうというモチベーションが最初にあって、たまたま介護保険とか福祉のそういうような状況があったから、そういうふうにするうとしたのか、それとも、最初に介護保険の導入の国の動きがあって、そういうモチベーションが先にあったのか、それが質問の1つです。

もう一つ、今までやってきて困難だったとか苦労した点をお聞きしたいことが2つ目で、3つ目にお聞きしたいのは今後の方向性、どのように地域でやっていこうとしているのかということです。NPOといえども事業ですから、ほかのいろいろな同業他社との競争とかあると思うんですよね。その辺で、例えば生活クラブネットのそういうネットワークを利用してとか、どういう形で地域に打って出ようとしているのか。

厚東氏

生活クラブ生協の中に共済というのがあったんです。それは本当に組合員が200円ずつ掛けまして、病気になったときの見舞金とか、だれやらが亡くなったときの見舞金とか。そういう助け合いがあったんです。それをもうちょっと広く地域の中で独立させて、助け合いの仕組みとしてつくっていこうという提案がありました。介護とか家事とか、それは女の仕事として影の仕事というふうにならずと言われてきたものを、やはり社会的なものにしていこうというような運動も含めて、助け合いの仕組みをつくっていこう。その働き方はワーカーズ・コレクティブということが一番いいのではないかということだったと思います。

委員長

介護保険云々というのは後から来た話であって。

厚東氏

そうなんです。私たちの活動が社会的なものになってきたと、介護保険になって改めて思ったところなんです。要するに介護とか家事とかというものが、社会的なものになってきた、仕事として認められる形になった、だから先駆的だったと言っている人たちもいます。

困難だったということは、この事業高やケア時間数を見ていただくとわかりますように、自分がサービスを受けるときに幾らだったら払えるかという金額の設定だったものですから800円だった。その次に出資金制というのがあって、毎月500円ずつ積み立ててというような格好でやっていたんですが、そのうちそれをなくして年会費という形でやるうということ、そのときに1,000円になりました。昨年、介護保険に提言・提案するとき、ご存じのように家事と介護と、その間にどちらにも属さない複合という三本柱で介護保険が動いていたんですが、実際に仕事をしていく上では、家事も介護もその大変さということに関しては労働と全く同じであるという実践から得たものから、私たちは同一料金にしてほしいという提言をしたわけです。それに先駆けて、私たちは最初は家事援助が幾らで、介護は1,200円、ちょっと差をつけていたんですけれども、自分たちがそういうことをしてはいけないということで、昨年の10月全部一律料金、保育も家事援助も介護も統一料金ということで、1,200円にしました。

そんなことで、自分がサービスを受けるときに払いやすい金額という設定ですから、本当に低料金です。だから、500時間とか700時間ぐらいやれば事務所の運営費ぐらいは働き出せる、でも、実際に電話番する人にはその対価は払えない。半日やって200円とか500円とかという電話当番、事務所を維持してくれる人に払ってきたというようなことが随分長いこと続きました。やっと介護保険になって事務費というものが生み出せるようになって、ある程度の事務所も構えているんな機器も導入してというようなところに、やっとできるようになったということです。

北区の場合には財政難ということで、こういう任意団体に対して補助金は全くありません。東京都の地域振興の助成金も当初はACTが900万ももらったんですけれども、地域のワーカーズはなかなかそこまでいただくことができなかつたんです。練馬区では200万とか300万とか補助金をもらって活動を進めていましたけれども、北区はそういうのが全くありませんでした。例えば拠点になるような事務所というようなお話をしても、それは特定の団体にそういうことはできませんと。全く自前でここまでやってきたかなというところがあります。だからそのあたりが苦労と言えれば苦労であったと思います。

方向性と言われましてけれども、私たち最初から、ワーカーズ・コレクティブのときから、活動の報告はちゃんとメンバーにしていましたし、理事など運営する側も2年交代で選出し、総会は必ず開催していました。だからそういうことに関してはNPO法人になっても全く抵抗がなく苦労はなかった。でも、やはり法人として活動していくときに、特にこういう公的な事業にかかわるといのは雇用関係が発生するということがあります。今まで運営、労働も担ってという働き方であったのが、やはり雇用という形で指示命令系統をしっかりとするというところが出てきて、ちょっと違和感があります。でも2年に1回は改選、「留任は妨げない」という一文がありますから、そのまま今まで継続してきましたけれども、世代交代というのは絶対していかなければいけないと思います。層を厚くして、担ってくれる人たちをいかにふやして育てていくか、要するにわかり合えるようにするためにそれをどう伝えていくかがやはり課題だと思います。NPOとしてはこういう公的な事業に関しては、NPOも有限会社も株式会社も全く同列です。特典も何もありません。その辺は意識を持って

利用者本位のサービスを提供していかなければいけない。だから研修も組み立てていますし、このアビリティクラブたすけあい事業として人材養成研修という形で、まず一番もとなるコーディネーターの養成というのに力を入れています。年に何回かコーディネーターの養成講座とか理事研修とかしてまいりまして、この研修事業に関しては各ワークスが拠出金というのを事業高に応じて出しています。その拠出金の中から講師を呼んだり、会場を確保したりというようなことでACTが研修をしているということです。

委員

今は事業者になられたわけですよね。そうすると、例えば1時間は今4,300円でそのうちの1,200円を働く方に上げるということですか。それからもう一つ、今、支援費制度になってから、それを受けられなかったとおっしゃったけれど、障害者の支援費制度が今度4月から制度が変わって、できなくなったとおっしゃったけれど、やはり支援費制度の中でヘルパーの事業、障害者のこともやっていたらっしゃるんですか。

厚東氏

そうです。支援費制度にやはり東京都の指定を取らないとできないので、それは取りました。

委員

それは取られた。そして、今は支援費制度はやっていたらっしゃる。障害者もヘルパーもやっております、その事業者になって入るのは1時間4,300円。そうですね。

厚東氏

そうですね。

委員

結構な金額が入ってくると思うのですが、1,200円払った差額はどこに行くのですか。それと、そうなってくると事業ですから税務署にも申告しますよね。その辺が業者と同じだと私は思うのですけれど。

厚東氏

全く同じです。任意団体のときは、内部で経験のあるものが会計処理をしていましたが、やはり法人になったときに、とても金額が大きくなり、会計士さんと契約を結んで対応いたしました。

働いた人に幾ら払うかというのも総会で決めるんです。今までは介護保険に関しては、去年は一律1,200円だったんです。その前の年は介護が幾らというふうに差が出ていたんですが、去年は家事も介護も1,200円にしたんです。今年は、非常に事務所が手狭なのでもっと広いところに移りたい。それには倍の家賃もかかるし経費もかかるということで、3回ほど定例会の中で相談して、一律1,100円にしました。介護保険も1,100円。それから自立援助サービスも、利用者さんから1,200円もらって、今までは900円払っていたんです。それも1,100円にしました。ですからACTに事務委託費を払うと、事務所に残るお金は本当にわずかです。その残った経費がどこに行くかといいますと、コーディネーター制をとっていると言いましたがコーディネーターの対価に1件幾らという形で払っています。

それから指定事業者になるには、常勤を置かなければいけないんです。利用者人数とあと時間数で何人というのが決まっていますので、私たちは3人の常勤を置いています。この常勤の給与を払わなくちゃいけないし、雇用保険も払わなくちゃいけない。それから包括保険など、こういう事業をするにはやはり保険に入っていないと非常に危険です。

委員

すみません、2点なんですけれども、NPOというのはやはり経営感覚というのが必要だと思うんですけれども、実際どういった方がいわゆる経営という形で入られているのかということが1点と、今回、北区ではNPO・ボランティアぶらざをつくったんですけれども、そういうものに対して期待とか、こういったことをしてほしいという部分、何かありましたら教えてください。

厚東氏

会計処理は専門家に頼んでいるんですけれども、経営に関しては、私たち全員家庭の主婦だったものがここまで事業をしてきたということて無知と言えば無知なんです。このACTの中でNPOシーズの顧問会計士をしている赤塚さんとか、いろんな方たちが一応ACTの顧問になっていますので、定期的にそういう方から事務局長が研修を受けたり、アドバイスをいただいてやっています。

私たち非常におっかなびっくりやっているものですから、借金ということをしていないんですが、ほかのワーカーズは非常に経営的なことにも結構冒険をしまして、訪問介護ばかりじゃなくて通所介護もしているところなんかは、やはり施設をつくるのに何百万というお金を労金とか、いろんなところから借り受けてやっています。それはもう、本当に手広く事業をしているワーカーズもありますし、細々と余り大きな冒険もしないでやっているワーカーズもあります。

委員

その前に今の関連でどうしても理解できないのが、ワーカーズ・コレクティブでスタートし、みんなで協力をして仕事するしマネジメントの方もしましょうということでやってきた。先ほどの質問で4,300円に対して大体1,200円ぐらいお支払いをすると3,000円分が運営費という形で事務局の費用や常任の人の費用とかに出ていくわけですよね。これは、経営効率が極めて悪いと思うのです。というのは、よその団体も同じだけの4,300円もらい働いている人にもう少し出して、なおかつ経営サイドもマネジメント料を取っている。組織を運営していく上で、今では余り言わないんですけれども、昔は労働分配率なんていう話をしていたのですが、要するに、この自主事業とか独自事業が赤字であるために全体で見ると経営効率が悪くなっているということなのではないでしょうか。余り時間がないみたいなので簡単にお問い合わせいたします。

厚東氏

そうですね、興味があるのでAIDEMかなんかいろいろ目を通してしていると、みんな介護保険事業で非常にいい設定で広告を出しています。そういうところは交通費込みだと思います。私たちは交通費は別途支払っています。それで、そういう事業所はサービス提供責任者だけで、その中間にコーディネーターというのがいないと思います。あと、自立援助サービスの場合に、コーディネーターがいるので、コーディネーターの費用も払っているということと、あとミニデイサービスをしていますけれども、全くのボランティアでしているわけじゃないんですね。お料理をつくっている人とか、あとはいらした利用者さんのお世話をする、大体7~8人がミニデイにかかわっていますけど、その人たちにも対価を払っています。そこは、ミニデイは利用者さんから500円しかもらっていないので、全く介護保険の中の持ち出しです。

委員

つまり、介護保険のほかに自主事業として付加サービスの的にやっている部分については、ある意味持ち出しの部分があるということだと全体としてよく話がわかるのですが。

厚東氏

そうです。

委員



その割合はどのくらいですか。

委員長

介護保険が結構多いですね。

委員

そうですね負担率と合わないんです。

厚東氏

自立援助サービスというのはとんとんです。あとは介護保険で働き出した分に常勤の費用とか、事務所の経費とか全部払っています。あとはミニデイサービスにつき込んでいます。また、支援費制度も一応サービス提供責任者は非常勤ですけれども、ある程度お金を払っています。

それで、先ほど言われた区への要望なんですけれど、今事務所も手狭で、できたらそういう広いところを格安でお借りしたい。港区にそういうNPO向けに空き校舎を改修して格安であっせんしているというのもありましたし、北区にも随分学校があるので。

研修は年に何回か講師を呼んでしています。北区の場合には講師派遣制度というのがあるのですが、年に1回しか使えませんし、3万円が2万5,000円に目減りし、さらに、もうあと何年間という制約も出てきました。

それから、残念だったのは、保健センターに感染症のことをぜひお話ししてほしいということで内部講師の派遣という申し入れをしたのですが、一企業にそういう特定のことはできませんと言われて、お断りを受けたんですね。

委員長

そうですか。

厚東氏

ことしもまたお願いに行き、やはり一事業所にそういうことはできないということでしたが、今回は、考えてくださって広くこういう仕事をしている団体全部に呼びかけて、1つの研修という形で組み立ててくれました。一歩前進かなとは思いましたが、そういう制約が残念だと思いました。

委員長

よろしいですか。何かまだありますか。

委員

任意団体とNPOのデメリット、メリットというのはどんなところですか。

厚東氏

任意団体は、すべての契約がそのときの代表の名前で電話、家主との契約等全部個人になります。NPOになりますと、法人として契約が成立しますので、その辺がメリットかと思います。デメリットというのは、会計の情報公開とか、それから東京都への事業報告等、財産目録の変更を法務局に登記をしなくちゃいけないとか、煩雑な事務処理というのがあります。経費節減で全部自分たちの手でやっていますので、そういうのがちょっと面倒くさいというところもあると思います。

## 2 . 議 題

委員長

それでは、議題の(1)から始めたいと思います。

まず、第5回の議事録について、事務局から説明をお願いいたします。

コミュニティ担当課長

これはいつものとおりで、訂正は今週21日（金曜）までをお願いいたします。

委員長

つづいて、協働について資料の説明から意見交換へと進めたいと思います。

北区でも既に協働事業は行われているわけでありますが、来年のこの委員会の区に対する提言として協働というのを少し考えたいと思っておりまして、あるべき将来の、北区で考えるべき協働とは何か、どういうものかというのを少し議論したいと思います。

最初に資料がございますので、この資料についての説明をしていただくというふうに思います。

コミュニティ担当課長

配付資料の（2）と（3）と（4）について、説明させていただきます。

まず（2）は補助と委託を話し合っていたから、協働について話し合いを進めるための資料として作りしました。中ほどにあります山岡さんの図は、公共の中にもNPO独自の領域Aと領域と行政独自の領域Eがあって、その中でさまざまに今少しずつ割合が違ってきており、しかもABCDEすべてが縮んだりでかくなったりしている現状を表しているものです。

上の楕円形の図でも、やはり自治体のみが活動する領域と、NPO独自領域がある、その間に協力・協調あるいは無関係・競合、受託・下請とかいった形の領域もあり、その中で協力・協調、協働というふうになっているところがございます。その他もそこに書いてございますように、言い方によってはパートナーシップで結ぶようになっているというところで、次ページにあります松下啓一さんという横浜市役所の職員が書いた「新しい公共と自治体」という本から抜粋させていただいております。

1ページの中ほど下の委託と補助金ですが、委託とは「民間に執行を委ねるもの」と、「受託側は仕様書のとおり業務を行い、その成果や責任は行政に帰属します。」ということで、後ほど仕様書等を見ていただこうと思っております。補助につきましては、反対給付を求めずに行う支援ということで、委託と補助・助成とは反対給付を求めるかどうか、あるいは事業の最終責任がどちらにあるかといった点で違いがあるというのが一般的な解釈のようでございます。

次のページの委託と補助の比較につきましては、いろいろな考えがあるということを前提にご提示させていただいております。非常に目新しいと思ったのは、「ただ」という3段目以降なんですけれども、「補助金が行政への依存体質を強めてしまう」というのはよく言われることですが、そういった「NPOの力量次第で、委託・補助の形式にかかわらず、対等性の確保が可能」だ、とよく批判される点でございますけれども、「委託する側の行政が、NPOも公共を担うセクターである点を忘れて、単なる便利屋としてNPOを安く使おうと考えているとしたら、これは間違いです。」ということです。「しかし、NPO自身が、安さをセールスポイントにすることはそんなに悪いことでしょうか。」という疑問を提起していらっしゃるんですけれども、「非営利組織というのは出資者への配当をしないで済む分、安くできるはずですし、安い経費でできれば、市民全体では利益です。」と、これも、1つの新しい考えなのかなと思っております。

また次に、新川達郎さんという方の「NPOと行政の協働の手引き」という本から抜粋させていただきました、委託と補助金の問題点、課題と言われているところです。

また、大阪の箕面市で事業委託推進に当たっては以下7つのことを考えてやれよということで「事業委託推進マニュアル」というのをつくっております。

次の3ページは委託の入札方式という形をとった場合、入札ですと当然安いところに落ちるということで、1年ごとに変更になってしまうのがいいことか悪いことかというような例として挙げてお

りますで、資料として提出させていただきました。次のページは随意契約の説明です。後で読んでおいていただきたいと思います。

また次に、A4の横になっていますが、平成14年度の北区のNPO法人と任意団体に対する契約状況一覧でございます。1から10までが特定非営利活動法人の北区地域情報化推進協議会への委託。1はコミュニティ担当課のホームページ作成とメールマガジンの作成・管理委託契約でございます。これにつきましては、後ほど仕様書と契約書の方を見ていただこうと思っております。

11から14が、富士見橋エコー広場館を含めるリサイクラー活動機構への委託でございます。15、16、17、次に24番目に、きょうご講演いただきました厚東さんの代表していらっしゃいますアビリティクラブ北区たすけあいワーカーズひよこという形になっております。金額が載っておりますのは1回幾らという単価契約でございます、これは総枠としてNPO法人ばかりじゃなくて民間の会社とか有限会社とか入っておりますので、ここに出ていないということでございます。

最後、35番は、去年「協働のヒント」という講座をやっていた際の委託の件が載っております。中には多少違うものもありますので、大体35程度かなというふうに思っております。

契約には2つあり、金額30万円を超える場合は特命随契、それ以下が随意契約ということでございます。

最後に、次のページは、私どもが契約をする際に載せている委託契約書の統一の書式でございます。件名と履行場所と金額と委託期間、さらに甲・乙の契約締結条件につきましては、統一の契約書しております。また、個々の委託契約の内容は仕様書というのがございまして、ここで契約の内容について詳しいことを決めています。例として、私どもがやったホームページとメールマガジン作成・管理委託の仕様書でございますけれども、ここで委託内容として1から4までということで、町会・自治会等NPO法人及びボランティア、登録団体のホームページの作成、支援あるいはメールマガジンの作成とか定期配信等々、委託内容を具体的に定めております。

履行場所については、この場合には王子地域振興室旧管理人室、通称マルチメディアセンターということしております。

委託条件につきましては、定期的な報告書提出、個人情報保護条例の遵守、ということやっております。

7の成果物著作権及び版権につきましては、北区の帰属とし、そういったようなことを定めた上で、9番で、不明な点はコミュニティ担当課と協議の上やっただくというような形の仕様書でございます。

次ページに、富士見橋エコー広場館の管理運営業務委託の仕様書(案)がございしますが、1から8まで具体的に活動が上がっていて、お金の支払い方法とか、事故の防止とか、若干違ったような内容のことも定めてあります。

以上が、大体きょうの私どもが考えていただく際に用意しました資料はこれでございます。

委員長

細かい点までは今のご説明では全部わかるというところまでいかなかったかもしれませんが、大体今行われている委託の内容と、NPO法人及び任意団体等契約状況の事例を出していただけたわけでございます。現実には、民間企業とこれをあわせると、1,000とか事業があつて、多くは民間企業と行っている。そのうち8割ぐらいがその随意契約で、中には、8割以上ですか、指名競争というようなものもあるということです。

委員

松下啓一さんの資料の2ページにある、安さを売り物にすることもできるという考え方というのは新しい考え方で、これも委託を受ける際の1つの売りじゃないかなと思うんですよ。先般の鼎談のときにこういう考えがあるということを出して、問題提起しました。

委員

マネジメントコストについては、結構本来はかかるものを、コンピューターのネットワークが進んだので、例えば理事会をネット上でする等、皆さんがいろいろな工夫を提案してくださったりする。それは全部無給ですから、そういう意味では一般の会社と十分競争ができる。利益は追求しないし、マネジメントコストをかけないということは、NPOの組織を安定的に運営するにはいい手法だというふうに考えています。しかし、実際に作業をしている方々にはNPOだからといって、特に安い値段でやっていただくというよりも、過分には払えないかもしれないけれども、世間相場をちょっと下回るぐらいでしようが、それなりの対価は払うというのが、いい方法だと考えています。コンピューターのネットワークが進んだおかげで、例えば会計に結構詳しい方が、あるいは公認会計士、税理士さんがボランティアでチェックしてくれるとか、ちょっと空いている時間で協力を頂いております。

それからNPOの報告書はパターンが決まっていますので、任意団体のときに、ある程度きちんと会計報告と事業計画をやっていると、行政への提出資料は総会での提出資料と変わるものの、1回作ってしまうとそれほど大きな手間がかかりません。こうしたこともITのおかげだというふうには思っているところです。手書きで毎年書かなければいかなかったことが、前年度の修正ですむことが多いからです。

委員

今の関連で、NPOといえども、競争原理が働かざるを得ないし、競争原理を働かせなくちゃいけないと思うんです。企業と比べる場合はその利潤がないわけですから、当然安かろうということになるのはいいんですけども、NPO対NPOといった競争において、協力・委託契約を取らんがために、安くなって内容が非常に弱くなるとか、粗悪になる部分も出てくるのが今後危惧されると思うんです。その辺も含めて協力・協働をどう考えていくかという時、やはりNPO自体の地域性とか地域に対する貢献であることをきちんと位置づけていないと、なかなか厳しい。今後の課題という気がします。

委員長

新川さんの事例のような競争入札の場合には、金額だけで1円でも安ければそちらに自動的に移ってしまいますからね。

副委員長

この場合は公開審査だったんですね。価格だけで決めたんでしょうか。

委員長

委託先を公開審査方式で選定しました。

委員

投票方式です。

委員長

これは、規則の形式上は随意契約であって、この随意契約を公開審査方式で決めたということなんです。もう少しちゃんと基準をつくって社会的な価値、政策的な価値を追求する。その基準をちゃんとこの入札の中に入れていく価格入札から政策入札へというようなことを、ずっと言ってきているんですが、そんな本もできますので、本ができれば、次回1月のところでは何かそれを使いながらご説明

でもできるんじゃないかと思うんですが。

地域振興部長

プロポーザルとどう違うんですか。

委員長

プロポーザルの場合は、随契の形をとりつつプロポーザルという形で、最終的に決め方が随契になるわけですね。私が言っているのは総合評価型の入札を変更しようということで、総合評価をいろいろな要素を入れていいんですね。価格基準を2分の1にして、それ以外の要素を当てはめてもいいんです。

地域振興部長

要するにウエートをつけたり何かするという。

委員長

はい。環境・福祉・男女共同参画とそれから公正労働という、この4つの観点を総合評価の中に入れていったらどうかということを行っているんですけど。

委員

実際、私どものかわら版発行は1年ごとの入札で、次の年に10銭でも安いと業者が替わってしまうので、その都度業者に説明してそういうパートをつくらなければならないので、私たちの事務がふえるわけなんです。

委員

それは自分で決められないんですか。

委員

役所が業者と契約します。かわら版をつくり発行するのは私達ですが、役所が発行費用の半分を負担する、だから、役所が契約するのです。

委員長

特に一般的な民間企業というか、民間事業者を相手にしてきた委託事業というのに、そこにNPOも入っていいですよと言っても、全く事業者扱いです。

委員

例えば建設業者の普通指名競争入札は、指定業者になっていないといけないんですよ。そのときのランクづけが、工事高によって違うみたいなんです。判断基準の点数の要素が過去の実績とか業績だけでなく、その他社会貢献、地域でボランティアをやっている、例えばNPOがやれば、NPOの地域貢献というのはそういう意味ではほかの企業なんか比べて点数が高いわけですから、総合評価型の随契にしても入札にしても、NPOを1つの評価の基準にするというのは、とてもすごい大切なことじゃないかと思うんです。そういう考え方が役所なんかで定着する必要があると思います。もちろん価格が安いということも重要ですけども、プラス社会貢献、その企業でもいいし、NPOは社会貢献や地域でやっているのかどうかというのが大事なところという気がしますね。

副委員長

総合評価になるということは、逆にすごく裁量権を多くすることになるんじゃないかというふうに言う人もいると思うんです。だからそれを防ぐために、総合評価基準の作成、最終審査、審査案件等において、作成者、審査者を定める第三者をつくるというのは大きなポイントになるんでしょうね。

委員長

そうですね。だから、来年からすぐできるという話じゃないですね。どんなところをどういうふ

うに入札で優遇していくかというのは、少し時間をかけながらしていこうと。でも、PFI事業なんかでは総合評価型の入札が行われています。例えば神奈川県立美術館は、その美術館にふさわしい設計であるかどうかというような観点を入れて評価しているんです。だから一番安いところは落ちたというんですね。3番目ぐらいのところが入札で勝ったんですけれども、それはそういうことをやるからできるんです。

さらに面倒なのが、学識経験者の委員会をつくるとか、事前に基準をつくって公表しなくちゃいけないとかで、手続的には難しいんです。だから、PFIのような10億円、20億円といった大きな事業しかやっていないんですが、これをちゃんと仕組みとしてつくってあげれば、もう少し使えるようになるんじゃないかと思っています。(今後、私の本が出た以降、どんどんやっていくだろうと思っているんですけれども。)

委員

杉並区で、市民が区へ寄付すると、それがNPOに回るという基金がありますが、それをどこに配分するかについて、そういった委員会をつくって決定しているようです。

1,000万しか集まらない寄付金のために、それを決定するのに200万、300万、行政側の人件費を考えると、400~500万になってしまうこともあるでしょう。ですから、そういった第三者の評価の話ですが、公平・平等に分配するためのコストを考えると、公開の審査をもってみなさんに納得してもらおうメリットを超えてしまう場合も多いのでは。社会全体の経済性というような視点も考え合わせないと、公平になったけれども、運営コストが莫大になってしまうことになります。ですから、もし、1億とか2億の寄付金に対する配分方法があるならば、運営コストとして500万かけても、社会全体として効率が悪いということにはならないかと思います。行政は特にこういう場を仕切る運営コストを相当意識する必要があると思います。

委員

今、歳末のお金を集める場合の区外活動の審査会があり委員長になっていますが、そういう審査は決算書と内容を見るのですが、規約を出してもらってもどういう活動か見ているわけではないので優劣をつけるのは難しいです。特に一般の普通の任意の方たちの善意の活動等の審査というのは難しい。

委員

それをまた資料をつくる人たちが莫大なコストをかけているんです。やはりそういう寄付団体は、実は運営費に50%以上かかっている、実際に事業費として寄付しているお金は50%以下というようなところもあるようです。

委員長

特に論文審査なんて、もっと大変です。

委員

例えば富士見橋は特命随意契約1,080万と出ています。そうすると月に90万で、スタッフが50人いるわけですから、当然人件費は払えませんね。全く無料ではないんですが、楽しくてここに来たい、ここで担い手としてやりたいという気持ちを持ってやってくれています。もっとも1,080万じゃできませんよ。3館を全部あわせても1,680万で、100人以上のスタッフがいるわけですから、1,680万の半分以上のお金は自分たちで稼がないとできないんです。それが非常に大変なことなんです。いろんな努力して活動が広くなればなるほどお金は要る、稼がなきゃいけないということです。けどもやっている人たちは非常に楽しそうにやっているところが救いなんです。

よね。

委員

仕様書とか契約書の定めレベルや評価というものは、どういうことになっているのかというのが1点と、あとはこの契約書自体、民法的な考え方なんですか、それとも行政法的な考え方なんですか。

委員長

この場合はもう民間私法契約じゃないですかね。公契約だけれども責任のとり方とか。

委員

そうすると、この契約を交わすに当たってかなりいろんな条件等双方で詰めることはできるんですか。賃貸借契約みたいに仕様書にある程度細かく詰めることはできるんでしょうか。

委員長

この契約書の部分は画一的で、中身に関して、区が行う契約書の書式があって、仕様書の方は、それぞれどんなことをどうお願いをするのか、受ける方もこういうことだったらできますということをお知らせしていただく。基本的にこの仕様書は行政が作ります。行政が全部責任を持ってつくって、これでいいでしょうね、これをやってくれますね、これで受けてくれますね、嫌じゃないですねという、やってもらうわけです。

先ほどの評価については定期的に報告書をもったり、活動を見ながら一番心配なときは市の職員を派遣させ、それで業務をコントロールするということになるけど、そこまでいかない場合には定期的に会ったり、報告を受けたりしながら、望ましい水準にもっていく。「仕様書にそんなことまで書いていないじゃないですか」と言われれば来年はもう頼まないぞというような話になる。結局、はいはいと直したりする。そこら辺の達成度に対する評価基準というのは、担当者がだれになるかで相当違ってくるんじゃないかという気がしますね。

地域振興部長

契約の中身そのものは双方の責任を規定してあるだけで、最低限の定めがあるだけです。実際は仕様書なりで決めていくことなんですけれども、現実には手続として、事前に現場説明と終わった後の履行検査の中でチェックする形になると思います。

コミュニティ担当課長

仕様書の方で大体決めていくんですけれども、委託条件のところ、定期的に報告ということで、お金を後払いします。そこに完了届と報告書を出してもらい、審査した上で出すということです。ただ、一個幾つつくるとかというのは簡単にわかるんですけれども、今回のようなホームページ作成とかメールマガジンという内容がほとんど初めてのものですので、一緒にやっというにしています。随意契約、特命随契といいますが、行政と相手方がいいよ、オーケーだよと言ってできるものではなく、なぜその相手方がいいのか、なぜ選ぶのかということをお勧めして、契約管財課の方でオーケー、審査していいということになって初めて匿名随契というものが結ばれるということです。今回私がこのホームページ作成とメールマガジンについて随意契約でお願いしたのは、メールマガジンというのは地域から情報を集めてくるのが1つの命だということで、北区情報化推進協議会というのがその前年にIT講習を行っておりまして、結構高齢の方から百数十名程度のボランティアの方が地域にいるということで、そういった方たちがそれをつくるとともに、情報も集めてくれる、あるいは団体を探してきてくれるということで考えておりました。

また、緊急雇用期間のその後これをどうやっていくかについては、やはり北区内のNPOがいい

んじゃないかということ等々の理由です。ただつくったときに何ページぐらいできるのかとか、メールマガジンの内容はどんなものかということはまだ全然わかりませんので、成果の基準がなく難しいのですが、ある程度緩やかな形で仕様書ができています。

委員長

現場説明と評価の話を。

事務局

現場説明というのは、入札業者の方に対する委託内容の説明です。

委員長

随契のときは、普通はもう業者が決まっているわけでしょう。

事務局

入札じゃなくて随意契約の場合には業者の方が決まっています、事前にこういう仕様書等についても説明していくということになると思いますが、先ほど言われた現場説明は、一般的には入札の前の話です。次に検査ですが、今回の例では、備品がどういう仕様で、個数が何個あったという形で実際の検査というのは行われていくんですけども、例えばホームページ作成とかメールマガジン作成・管理委託というような場合ですと、一応委託完了届というのが出てくるんですが、それに基づいて委託が完了したと判断しています。

委員長

そういう厳しいチェックが入る場合もあるし、入らない場合もあるが、それで終わったらお金を払うということですね。

委員

うちの方の場合、「受託者が完了届を提出した後、区が定める検査を行い、検査終了後30日以内に、当該月分の委託料90万円を支払う」という方法で、毎月後払いなんですけど、この完了届というのは、業務日誌を毎日出すわけです。

資料1の公共領域の区分に委託と補助金とありますが、この中の2番に「委託とは、行政の業務を経済性や専門性の面から、民間にその執行を委ねるものです。受託側は仕様書のとおり業務を行い、その成果や責任は行政に帰属します。」とあって、すごく手荒くなりますね。それで「委託では、そのイニシアチブは行政にありますけど、NPOが知識や技術を見込まれて受託した場合は、事実上、行政の施策をリードすることになります。」と、私はだから行政に見込まれているのかなって思っているんですが、この辺はどんなふうに解釈したらいいんでしょうね。

委員長

それは、リサイクラー活動機構は、全くこれになると思います。

副委員長

だからこれが委託という、現在の仕組みと実際に起きていることのずれを感じるというところなんですよね。

委員

そうですね。エコー広場館の方は事実上、行政施策をリードすることになるのかな。NPOが知識や技術を見込まれて受託しているということになるのかしら。

委員長

だから、本当にやらなければ行政がやらなくちゃいけないという。例えばこのEの領域をある特定の仕事をNPOにやってもらいましょうといったときに、行政が今やっている仕事をお願いすると



いう、そういう、今までの委託というのはそうなんですよ。

委員

この行政の領域というのは、例えば証明書を発行するとか住民票を出すとか、もう行政でなくてはできない領域だと、私はとっているんですよ。そうじゃないんですか。

委員長

いや、そういう意味ではなくて、ここはもっと広く行政が今行っている業務というふうに考えていいと思うんです。下の側がCのところも、B、C、Dも一部行政がやっているところがありますね。そこも出すという場合には委託になります。だからDのところでも既にNPOがやっているところも4分の1ぐらいあると、そういう意味になります。

委員

そうですね。これが行政がやっている部分で、これを委託しているという意味ですね。

副委員長

というか、今委託で出ている事業の中の多くのものは行政が従来やってきたものだけけれど、ものによっては委託という形はとっているけれども、NPO側が、あるいは市民サイドがこんな形をやったらいんじゃないかというようなことで企画したようなものも入っているよという。それが上半分のところだということです。だから、形式的には委託の形をとっている。形式というのは、委託というのが定義上行政に責任があり、ただ民間の側に専門性があるから預けるよというのが委託の定義なんです。だから、形式上委託という形をとっているけれども、経緯から見ると民間から出たものもあるよと言っている、そういうずれです。

委員長

この委託の説明は、民法の委託という意味ではなく、行政で慣例として行われている講学上の委託の紹介になっています。今後この委託を変えることが可能なのか、例えば協働型委託というようなものができるか、それをどんなふうに提案できるかというのが、委員会で検討していくべきことの1つではないかと思っています。

例えば今NPOがやっているものを行政もやるべきではないかと提案しています。2分の1の経費を出してもらおうようなものもあるんじゃないかと思っているわけです。例えばホームページをつくることに対して行政の直営でホームページをつくるよりも、民間の団体、NPOがつくると、もっとおもしろいホームページになる可能性が出てきますし、行政がこういう内容についてはこれはちゃんと載せてください等の要望をしたら、そういう設計をしていけばいいわけですから。この委託というものについて、実態とのずれをどんなふうにこの枠の中で押さえられるかというようなことになるとかと思えますね。

委員

わかりました。それをここで提案していくというわけですか。

委員長

現在あちこちで市民活動というか、NPOが提案をする委託事業というようなものが始まっています。まだまだ金額は小さいというのは確かですが、そういう協力をしながら公益というものを考えていこうという仕組みにはなっていくだろうと思います。

委員

理論的にはその辺は非常にPFIなんかとも競合しますよね。

PFIの場合も提案型管理から資金の調達等、全部やります。例えば「NPOが知識や技術を見

込まれて受託した場合は、事実上、行政の施策をリードすることになります。」という中で、NPOを、「企業は」という言葉を置きかえても、これから規制改革の中、全部民間でやっちゃえというような流れが企業とかの皆様の中にあります。NPOだけじゃなくて、企業だって当然知識や技術や、逆に提案型でこうすればもっとよくなりますよ、北区がよくなりますよという可能性がありますよね。そのときにやはりNPOが持っている売りというのが、安さだけではなく、その地域に居住しているとか、地域のアイデンティティーに沿った社会貢献ができるということが、やはり大きなポイントになってくるんじゃないかなというような気がします。

委員長

行政が設計図を書いて建設の部分は請負でというのが従来のやり方ですが、PFIは、設計の部分もお願いし民間のノウハウをどんどん入れてもらいましょうと。ただその領域は限定されており、例えば、学校給食のように今までもずっと行政がやっているところは行政独自の領域とされている。

委員

PFIは民間でやっていますね。

委員

行政独自の領域が、法律や時代変化とか社会ニーズに応じてどんどん変わっている。それにあわせてどちらかというとNPOだとかボランティア活動している人の方が社会変化に柔軟に対応しています。民間企業の方も、もっとそこで対応しないとつぶれちゃいますから。しかし、行政の方は固定的観念で、これが行政がやることというふうに決めているから、どんどんギャップが生まれているというのが今の実情だと考えています。

委員長

理論的にはこういう、NPOが主としてやるAの部分の行政がずっとやってきた。そして、その中間にB、C、Dと、量的に3つぐらいに分けられるという発想ですし、上の図も、無関係と、下請と、協調になっている。下請になっているのは協調で、出している方は下請だと思っているんだけど、受けている方は協調だと思っているかもしれませんね。その辺はちょっとずれがあるかもしれない。逆に、下請で何が悪いんですかという、安くていいじゃないですかというところが出てきた場合には、また発想を変えなくちゃいけない。

委員

営利企業とか、利益を追求しないコミュニティービジネスがやはり社会の中で相当役割を果たしてきている。ところが、実際行政もNPOも営利企業も、結局社会の中での役割をある程度分け合っている。その領域というのがこの時代の変化に応じてどんどん変わっているというのが今の実態じゃないかと思うんですね。ですからNPOも営利企業と競争しなければいけないとか、行政も営利企業とかNPOと競争しなければいけないという社会構図に少しずつ変化してきている。

委員長

儲けようと思う人は、営利企業の仕組みで法人格をとって儲けないといけない。NPOは儲けちゃいけないことになっていますから。

委員

NPOとか任意団体でも組織がしっかりしているところは事業委託等いろいろな形でも受けられると思うんですが、いろいろな人たちが市民活動という形で立ち上がった場合に、例えば専門性があり情熱があるがマネジメントができない。組織が弱くそういった事務能力とかお金の会計規則とかがわからないといった場合に、契約とマネジメントを分けることが可能なのを知りたいんです。例え

ば「ぷらざ」みたいなところが区の方から委託を受けて、お金の管理と業務上のマネジメントをし、実際には専門性を持ったボランティアがやる。そこと「ぷらざ」の関係で何がしかの報奨金みたいな感じでもらっていかできないんですかね。。受け皿として無理な場合はどうすればよろしいんでしょうか。

委員長

その場合には、ぷらざそのものが行政の受託団体になっていくということです。

委員

ぷらざがいわゆる税理士だとか社会保険労務士だとか、そういう役割を担うということですよ。

委員

区の方がぷらざと契約を結んでお金を出し、そのぷらざとボランティアとの関係の中で、何がしかのお金のやりとりがあればいいという形ができるということですか。

委員

実は、促進協議会でいわゆるプロジェクト制をしいていこうという組織的な話が出てきています。まだはっきりした組織はできていませんけれども、仮称NPOボランティア促進協議会という組織が、皆さんの意向で決まれば、プロジェクト制によって事業を受託することは十分可能だと思います。そのときには事務局に全部一任するというのではなく、お金の面、人の面に関するマネジメント等の弱い部分をどのように支えていくかが課題です。どこかの団体に丸投げというのは、行政は認めませんし、するべきではないと思いますので、新しいプロジェクトチームをつかって、そこに意思のある人たちが集まって受託をする。それが随意契約になるのか、プレゼンテーション競争になるのか、単なる入札になるのかそれはわかりませんが、受託の可能性としてはしっかりした組織になればあり得ると思います。

副委員長

地域の中で行政と協働できるような立場のNPOの数がふえなければ、しょせん限られた数のNPOと行政とが延々と委託だとか何とか形を変えながら、固定した関係を続けていく危険性があるわけですね。それを避けてまさに本当に競争の世界に持っていくためには、小さな団体が対等な関係の中で育っていく必要がある。といった場合、真ん中にクッション置いて、そこが契約を結ぶという考え方はあり得ると思います。そのクッションの置き方として1つはアメリカなどの補助金とか委託金を丸ごと1つのところが受けて、それを前提に委託を出すリグラントという形もあると思います。その場合には委託をする目的というのに育てるということが1つ入るんです。もう1つは、補助金とか委託金の使途について市民がコントロールするという視点を持つことになると思います。そうすればより細かく出すことが可能となり、それは目的の設定の仕方そのものですよ。事業をやるだけでなく、地域に団体を育てていくという目を持つのであれば、そういうやり方はあると思います。

委員長

その場合、例えば行政と市民からの基金をつかって、ぷらざがそれを持ち配分をしていく。行政とその団体との仕事のやりとりの真ん中に入って中間搾取するのではなく、あくまで、その基金を管理していくという、そういう形ですね。

委員

例えばプロジェクト制にしていくことによって、行政からの委託の仕事をみんなで勉強する場になるわけです。ですから、ある団体にそれを丸投げすると責任だけNPO・ボランティア協議会の組織が負うことになる。やはり興味があるところの団体が一緒になって経験を積むことによって、実績

を積みながら行政からの信頼も得て、次は自分たちでも手が挙げられるようにするという意味でプロジェクト制がいいと思うんです。それをいきなりスルーさせるやり方は、NPOとかボランティア活動をされている方が社会の中で実績を積んで認知をされているレベルになってからの話なんですよ。

副委員長

育てる、そういう状況に持っていくステップとしてあり得るといことです。

お金の委託の問題には、個々の事業においてどういうふうに効率的・効果的に持っていくかというのと同時に、やはり行政の持っているお金ですから、どうやって透明性を確保していくのかとか、あるいはその受け手となる市民団体をどれくらい地域に根差していくことができるかとかいったような、ほかの問題もあると思うんです。そこも含めて、まさに委託とか補助金とかの方式、あり方というのをこの委員会で検討したら多分おもしろいんじゃないかなと思います。

委員

ただ、そういうのを育てる意味で今度の協議会ができたけれど、それをスルー方式でやることは、そこまでグループとか団体が育っていない状況においてはだめだろうし。情報公開をすることによって、そういうプロジェクトに直接手を挙げてもらうための情報提供も協議会の役割としてあると思うんです。そして、先ほどのお話のように、自分たちが不安であるといったところについては、プロジェクト制を入れることによって少しずつマネジメント能力をつけていくようにする。団体を育てていくというのも大事な協議会の役割だということを僕は申し上げたかったんです。

副委員長

そうですね、協議会が受け皿になるという狭い議論ではないです。じゃなくでお金の流れ方としてどういう流し方なんだろうかというのを、また一から議論していいんじゃないかなと思います。

委員

いろんな課題とかというのがある程度出ている状況もあると思うんですね。また、この協働を考えるということにも留意点とか問題もいろいろ出て、それを解消する1つの案として、プロジェクト制の話は取っかかりにもなるのかなという印象を受けました。

委員

やはりこれからの協働の原点として、この委託と補助金、ここにうたわれていることが今後どんどん変わっていかねばいけないと思います。

委員

ハード面の委託というのは楽ですけどもこれはソフト面ですよ。目に見えないことですし、まして継続性がなければ次に繋がっていかないという恐れがあって委託するとき怖いなというか。

委員長

そこで、随意契約とか特命随契という話になるわけです。これでそれが承認されると継続をするんですが、随意契約でいくと、継続はできるけれども行政主導になりやすいという問題もあります。ですからころころ変わってしまうと困るところは随意契約でということが多いんですよ。ただ、それにも欠点があるので、価格だけで競争するんじゃない仕組みを入れる。例えばこのITのホームページ作成を地域情報化推進協議会に委託したというのは、恐らく北区ではこの団体の右に出るような団体はないだろうと客観的にわかるものですし、リサイクラー活動機構にお願いをしているのも、エコ広場館の管理・委託業務ではここ以外にはないだろうというふうにみんなわかるんですね。ところが、そうでないところもあるかもしれない。となると、何が客観性を担保するか、あるいはその場合情報公開とか報告書の提出というようなものが重要な要素になってくるということなんです。

委員

リサイクラーとかITというのは、単体事業ですよ。けど、ぷらざというのはいろんな事業の人が入ってくる。それをどういうふうに見きわめを決めるかというのは大きいですね。

委員長

それは今後の課題ですよ。

委員

田辺さんがさっきおっしゃったプロジェクトというのは、「この指とまれ」方式で集まって好きなことを出し合って、自分たちでやるということですね。

委員

いや、だからその延長線上に、例えば区からの委託業務という話が出てきたときに、そこで「この指とまれ」方式もできるだろうという提案を、皆さんのコンセンサスを得られた話ではないので個人的にしたということです。

所属が団体なのか個人なのかはこれから検討していく部分だったとしても、いろいろな事業をこのNPO・ボランティアぷらざでやっていくに当たって、ボランティアぷらざ自体で予算を持っている事業については「この指とまれ」方式で、個人、団体がみんな参加してくれればいいわけですよ。その延長線上に区からの委託事業について、立候補するかどうか、プロジェクトチームをつくって検討して、事業計画書をつくってプロポーザルのできる内容をつくる。そういうことも可能でしょうという話を個人的にしているだけで、協議会で議論して結論が出たわけではないということです。

委員

ただ1つだけ言いたいのは、私どもも特命随意契約をいただいていますけれども、非常に責任を感じています。できればほかにも育てほしいということはあるんですが、この運営委託を受けるというのは皆さんの税金をいただいているわけですから非常に神経を使っているということだけはわかってもらいたいと思います。

委員長

そうですね。厚東さんのお話にありましたように、今までは好きでやっていて、楽しいからやっていたいいんですが、楽しくても風邪は引きますよね。でも、風邪を引いたからといってこのサービスはきょうはお休みですと言えない場合もありますよね。そうするとだれかが行かなくてはいけないということになりますから、そういう管理をする、働かせるというか、働いてもらうというか、そういう仕事になっていくと、今までのボランティアの助け合いだけでは済まなくなっていくことですよ。

委員

私ども、たまたまIT講習会だけは前年からの引き続きで、約1,900万円ぐらいでやりました。これ前年の実績があり、変えるわけにいかないのようになって数字で、本年度はこれがございませぬので、私どもの予算は赤字の予算を組んでおります。それともう一つは、特命随意契約じゃなくて、プロポーザル方式のものも入っていますね。

コミュニティ担当課長

プロポーザルも随意契約です。契約方式でプロポーザルという方式はないものですから、最終的にはそれで。

委員

プロポーザルで面接を受けたのが3つぐらい、それから入札というのもございましたが、入札に

なっちゃうと、値段が半分ぐらいになってしまいますので民間は嫌がると思います。

委員長

この委員会に関係する人の団体が受託しているものが多いので、この委員会に入らないと受託できないという話になってくるとそれは困りますが、半分ぐらいはここに関係する人が受託しているというのが現状ですね。しばらく協働について考え、来年には委託と協働みたいなことについての提言が何かできればと思っておりますので、そうした情報を集め事前に読んでいただいたりということをお願いしたいと思います。

それでは(2)の協働についてというのはこのくらいにいたしまして、(3)の、先ほど1~2分という、NPO・ボランティアぶらざの経過報告をお願いいたします。

コミュニティ担当課長

11月1日にオープンさせていただきました。それまでにそれに向けての検討が26回、約420の方の参加をいただいて行われました。オープン式典の後、様子を見に皆さんが自分の施設のように来ていただけるのが非常によかったかなと、やはりこれが最初から一緒にやってきた1つの効果なのかなというふうに認識しております。ただ、2週間たちましたけれども、土日夜間の利用が若干少ない。あとは個人利用、相談とか機器利用とか図書利用とかそういうのは結構来んですけども。サロンを利用しての個人や複数での利用というのが余りなくて、やはり団体の会議とかいったことで使われています。これからもやはりPRのなどについてのいろいろアイデアをいただき、ぶらざを周知していくと同時に、先日の役員会で、イベントなどの様々な取組みをしていくようにという提言をいただきました。それで、今回、イベントに向けて再開させていただきました。そこでの意見をもとに、来年の運営に向けて進めていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長

ということですが、何かこの2週間でお気づきの点はございますか。特にありませんか。

委員

一般的にまだ知られていないかなと思われま。どうやって知っていただき、どうやって利用していただき、こんないいところがあると知ってもらいたいと思います。もっと気軽に、ちょっとした会議もできるとか、PRした方がいいと思います。

### 3 . 次回日程

コミュニティ担当課長

次回は来年になります。1月21日水曜日、同じ時間に19時からということで。

委員長

委員会はここまでということにしますが、最後に厚東さん何かご意見ございますか。

厚東氏

皆様が、ぶらざでどのような活動をされているかについては、北区ニュース等で傍聴ができる会議として承知はしていたんですけども、真剣な討議を拝聴し、今後に期待したいと思います。残念ながら個人的にはなかなかこういう夜の会合には今出られないので、北区ニュースなどで情報は得たいと思っています。ぶらざのサロンも今の事務所から比較的近いので、何かのときには使わせていただけたらと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

閉 会